

ハラスメント防止に関する基本方針

職場におけるハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、職場全体の秩序を乱すばかりでなく、会社の健全性や適正な経営に重大な影響を与えかねない問題です。

いかなる形態のハラスメントであっても、これが黙認されたり、見過ごされたりすることがあってはなりません。

当法人は、職員一人ひとりがハラスメントについて理解するとともに、全ての人権が尊重され、互いの信頼の下にその能力が十分に発揮できる職場環境の実現を目指し、以下に掲げる取り組みを徹底いたします。

1. 当法人は下記のハラスメント行為を容認しません。
 - (1) パワーハラスメントに類する行為
 - (2) セクシュアルハラスメントに類する行為
 - (3) 妊娠・出産、育児・介護等に起因するハラスメント行為
 - (4) カスタマーハラスメントに類する行為
 - (5) その他、職務に関連しない「いじめ、嫌がらせ」、「強要」、「個人の尊厳を傷つける言動」により人間関係や職場環境に悪影響を及ぼすなどのハラスメント行為
2. この方針は、職員のみならずご利用者やそのご家族、関係各所等、当法人に関係するすべての方を対象とします。
3. ハラスメント問題防止のため、当該基本方針を周知し、職員一人ひとりがハラスメント問題について正しく理解するための研修や啓発を行います。
4. ハラスメントに関する相談窓口を設置し、苦情・相談の申し出があった場合は、ハラスメント防止マニュアルに沿って、迅速かつ適切に対応します。

《苦情・相談窓口》

 - ・各部署 部長
 - ・各事業所 管理者（ハラスメント防止担当者）
5. 苦情・相談に関与したものに対し、以下の対応を徹底します。
 - ① プライバシーや人権の尊重
 - ② 問題処理に必要な場合を除き、知りえた相談内容等の秘密の保持
 - ③ 事実確認への協力に応じたこと等を理由とする不利益扱いの禁止
6. ハラスメントに関する言動を行った者には、就業規則に基づき厳正に対処を行います。また、被害者に対し、就業環境の改善に向けて必要な措置を講じるとともに、再発防止に努めます。
7. ハラスメント防止対策について、定期的な見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

令和4年4月1日
医療法人 心愛
理事長 山崎 宏